

川崎市福祉用具購入に関するQ&A

川崎市によくある質問を掲載しています。厚生労働省が作成している福祉用具購入Q&Aと合わせて御確認ください。

No.	質 問	回 答
1	購入したい商品が福祉用具購入費の支給の対象となるか、どのように確認したらよいですか。	川崎市では介護保険における福祉用具の貸与及び販売の可否については、財団法人テクノエイド協会の判定に準拠するため、本市における販売等の取扱いについては、テクノエイド協会のホームページ等でご確認いただいております。 テクノエイド協会のホームページにて、該当の商品に購入マークがついていれば支給の対象となります。
2	ウォシュレット機能付きポータブルトイレは福祉用具購入費の支給対象となりますか。	テクノエイド協会で購入対象の認定がなされているものであれば、購入の対象ですが、水洗の工事等の設置費用については対象となりません。
3	部品購入は福祉用具購入費の支給対象となりますか。	部品そのものにTAISコードがあり、かつ購入マークがある場合に支給の対象となります。また、部品そのものにTAISコードがない場合であっても本体にTAISコードがあり、かつ購入マークがあれば、支給の対象となります。なお、介護保険給付により購入した特定福祉用具の部品に限りません。 ※部品の交換については別途「福祉用具購入が必要な理由書」の提出が必要です。
4	歩行器、歩行補助つえの先ゴム、グリップについて交換する場合、福祉用具購入費の支給対象となりますか。	歩行器、歩行補助つえの先ゴム、グリップについては、本体を介護保険の福祉用具購入で購入した履歴を本市で確認できれば給付対象とします。 (今後取り扱いを変更する可能性があります。) ※部品の交換については別途「福祉用具購入が必要な理由書」の提出が必要です。
5	【選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売について】貸与で使っていたものを、そのまま中古で購入する場合は、福祉用具購入費の支給対象となりますか。	福祉用具貸与では中古品の貸し出しも行われていますが、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスや過去の利用者の使用による劣化への対応が義務付けられていないため、中古品の販売については認めていません。
6	屋内用・屋外用など用途に応じて同一種目を複数購入する場合は、福祉用具購入費の支給対象となりますか。	令和6年度介護報酬改定QA (Vol.1)問98にて、複数購入の「その他特別な事情」について、「利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合や(中略)種目の性質上複数個の利用が想定される場合」とされています。1階と2階、屋内と屋外などの用途に応じた使い分けも「その他特別な事情に該当する」と考えます。
7	【同一種目における貸与と購入の掛け合わせについて】現在屋内用に4点杖をレンタル中であり、今後もレンタルを継続しますが、新たに同じ商品である4点杖を屋外用に購入する場合は、福祉用具購入費の支給対象となりますか。	同一種目の貸与と購入の同時利用については、同一種目の商品を貸与か購入どちらかに揃えなければならないわけではない為、利用者の身体状況や生活環境等から、片方が貸与、片方が購入といった利用が望ましいと判断した場合は掛け合わせることも可能です。
8	現に居住している居宅以外で福祉用具購入することは、福祉用具購入費の支給対象となりますか。	居宅サービスにおける「居宅」は、一般的には住民基本台帳上の所在地が想定されていますが、利用者の在宅生活の継続・家族の介護負担の軽減等のために、住民基本台帳上の住所地以外で居宅サービスの提供が行なわれることもやむを得ないと考えます。ただし、介護上の必要ではなく、旅行等で家族宅等に行き、居宅サービスを受けるというような場合には、支給対象となりません。
9	【入院中の福祉用具購入費申請の可否】介護保険福祉用具購入費のご案内に、「① 福祉用具購入費の支給については、退院・退所してご自宅に戻られてからの申請となります。」、「② 退院・退所しないこととなった場合に、申請できないのでご注意ください。」と書いてある意味について	福祉用具購入は在宅の支援をするものであるため、入院中は原則支給対象外です。ただし、退院後の生活に必要な準備としての購入することができます。なお、「在宅」とならない可能性があるため、退院してから申請するように案内しています。
10	要支援・要介護認定の新規申請・区分変更申請を行い、認定結果がおける前に福祉用具を購入した場合、申請はできますか。	認定結果がおりてから福祉用具購入費の支給申請を行ってください。(認定結果が非該当となってしまった場合には支給されません。)

11	福祉用具購入費支給申請のあとに購入した金額を支払うことは可能ですか。	申請書類に「領収書」の提出を必須としているので、必ず購入した金額を事業所へ支払った後に申請をしてください。 また、受領委任払い制度を利用いただきますと、最初から自己負担分(1～3割分)のご負担で福祉用具の購入が行えます。受領委任払い制度の利用をご検討される場合は、ケアマネジャー又は各区役所高齢・障害課介護給付担当にご相談ください。
12	福祉用具を購入し銀行で払込書にて納金したのですが、現金払いと同じように福祉用具購入費として申請できますか。他に必要となる書類等がありますか。	福祉用具購入費として申請を行うには、銀行での払込書の他に、福祉用具販売事業者が発行した販売証明書と領収書が必要となります。
13	生活保護を受けている方で、介護保険制度の福祉用具を購入する場合、介護保険の窓口において申請は必要ですか。	通常どおり、区の介護認定給付係の窓口申請する必要があります。
14	特注すのこ等を購入した場合、申請書に内訳書の添付を求めています。この内訳書には、どの程度の内容の記載が必要ですか。	パンフレットは、購入した特定福祉用具が購入告示に定める種目であること等を確認するため添付を求めています。特注品を購入した場合はパンフレットでの確認ができませんので内訳書の添付を求めています。そのため、内訳書には種目や品目のほか、支給対象となる材料費、加工費、組み立て費の記載が必要としています。